平成２５年６月２０日

学生及び教職員各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大学院総合文化研究科長

駒場キャンパスの放置自転車等の廃棄処分について

　平素より皆様には構内交通にご理解とご協力を頂き、ありがとうございます。

　駒場キャンパスの放置自転車等について、廃棄処分を下記のとおり実施しますのでお知らせします。

記

　１．警告書の取り付け

　　　大学に登録されていない無許可の放置自転車等について、６月１７日（月）及び６月１８日（火）に警告書（黄色）を取り付けました。

　２．告知期間

　　　上記警告書は、取り付け後、約２週間の猶予期間（７月２日まで）を設け、その間に自転車等の所有者に取り外させて、所有している旨を明らかにします。

なお、所有者は、速やかに登録申請を行ってください。

申請先：学部学生・大学院学生は、学生支援課学生支援係

　　　　　　　　　　　　　　　（ｱﾄﾞﾐﾆｽﾄﾚｰｼｮﾝ棟１階 03-5454-6074）

　　　 教職員等は、総務課総務係

　　　　　　　　　　　　　　　（ｱﾄﾞﾐﾆｽﾄﾚｰｼｮﾝ棟２階　03-5454-6014）

　３．保管期間

　　　２週間を経過してもなお警告書が付いている自転車等は、所有者がいないものとして廃棄処分の作業対象とし、その後、約１ヶ月間（８月２日まで）を保管期間とします。

　４．廃棄処分

　　　保管期間を終了し、廃棄処分が決定した自転車等は、所定の手続きを経た後、大学が一括して処分します。

　５．問い合わせ先

　　　本件については、正門守衛室（03-5454-6666）にお問い合わせください。